

JIS

情報技術－事務機器－
プリンターの仕様書様式－第2部：
クラス3及びクラス4プリンター
(ページプリンター)

JIS B 9527 : 2023

(JSA)

令和5年5月22日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 2.3.1 改正：令和 5.5.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 5.5.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 試験及び測定条件	3
5 仕様書に記載する情報	4
附属書 A (参考) プリンター分類のための要素	11
附属書 B (参考) テストパターン	12
附属書 C (参考) プリンターの分類	16
附属書 D (参考) 仕様書記入例	17
参考文献	20
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	21
解 説	22

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 9527:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

情報技術—事務機器—プリンターの仕様書様式— 第2部：クラス3及びクラス4プリンター (ページプリンター)

Information technology—Office equipment— Minimum information to be included in specification sheets for printers— Part 2: Class 3 and Class 4 printers

序文

この規格は、2021年に第3版として発行されたISO/IEC 11160-2を基に、仕様書に記載する情報の一覧表において、対応する部分については対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格であるが、対応国際規格には規定されていないエネルギー消費効率の表記を日本産業規格として追加している。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、使用者が異なった機種間のページプリンターの特性を比較できるように、クラス3及びクラス4の仕様書に記載する最小限の情報について規定する。ここでいう仕様書は、取扱説明書、カタログ又はWebに記載されるページプリンターの性能仕様を説明したものをいう。

この規格は、一般的なオフィス環境で使用するページプリンターに適用する。特別な設備を施した部屋又は特別に訓練した操作者を必要とするプリンターは、この規格では考慮していない。

注記 1 使用者が要求に合ったページプリンターを選択しやすくすることを目的としている。ISO/IEC 11160 シリーズは、表 C.1 に示す、様々なクラスのプリンターを扱っているが、プリンタークラスを分類する要素を**附属書 A** に示す。クラス3及びクラス4のプリンターについては、3.4 及び 3.5 で詳細に説明する。シリアルプリンターは、クラス1又はクラス2プリンターとして分類され、ISO/IEC 11160-1:1996 の**附属書 A** で定義及びカバーされている。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 11160-2:2021, Office equipment—Minimum information to be included in specification sheets—Part 2: Class 3 and Class 4 printers (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。